

## 多賀町長・多賀町議会議員・滋賀県議会議員選挙について（内規）

この内規は、多賀町長・多賀町議会議員・滋賀県議会議員それぞれの選挙について多賀区推薦や応援の体制など、いままで定めのない事により、立候補予定者（以下予定者と称す）の公平が担保されていなかったため定めるものである。

### 1. 多賀町長選挙

#### ① 推薦について必須要項

- 1) 多賀町内に現住所を有するもの。（町長は町外在住者でも立候補出来る為）
- 2) 多賀区内の予定者については居住する小字の推薦があること。
- 3) 多賀区外の予定者については居住する区の推薦があること。
- 4) 別に定める推薦依頼書が漏れなく記載されている事

#### ② 多賀区の応援体制について

- 1) 多賀区3役は選挙対策組織に3役の立場で入れない。協議員・総代は個人の任意参加とする。

### 2. 多賀町議会議員選挙

#### ① 推薦について必須要項

- 1) 多賀区内に現住所を有し、区費を支払っているもの。
- 2) 居住する小字の推薦があること。
- 3) 別に定める推薦依頼書が漏れなく記載されている事

#### ② 多賀区の応援体制について

- 1) 推薦小字の総代が総括責任者となり選挙を行う。但し予定者が、断った場合はこの限りでない。
- 2) 立候補者数に合わせ17小字を公平になるよう分け応援小字とするが、強制力は無く応援参加はあくまでも個人の任意参加とする。
- 3) 多賀区3役は選挙対策組織に3役の立場で入れない。推薦小字以外の協議員・総代は個人の任意参加とする。

### 3. 滋賀県議会議員選挙

#### ① 推薦について必須要項

- 1) 多賀町内に現住所もしくは本籍を有するもの。（住民票等証明書類が必要）
- 2) 別に定める推薦依頼書が漏れなく記載されている事

#### ② 多賀区の応援体制について

- 1) 多賀区3役は選挙対策組織に3役の立場で入れない。協議員・総代は個人の任意参加とする。

### 4. 各選挙共通事項

- 1) 推薦の受付開始は、任期満了による選挙の場合、受付告示日の月を含めて6ヶ月前の10月1日より受け付けとし、直近の協議員会でその都度審議する。
- 2) 任期満了以外の選挙については、選挙日程を選挙管理委員会が発表した日から1週間受け付け、直近の協議員会で審議する。日程確保出来ない場合は書面での協議員会とする。但し、令和5年3月執行予定の県議会議員選挙についてはこの内規が決議されてから3ヶ月以内とする。
- 3) 受付終了日は特に定めない。

## 5. 推薦依頼書について

- ① 多賀福祉会館及び多賀区ホームページよりダウンロード出来ます。
- ② それぞれの選挙の受付期間中に福祉会館にて受け付ける。

## 6. 推薦決定について

- ① それぞれの選挙、推薦について必須要項が満たされていれば、提出直近の協議員会で審議の上定め、速やかに連絡する。

## 7. 定めのない事について

- ① 協議員会で審議の上定める。

## 8. その他

推薦依頼書氏名欄下の「通称名」とは氏名以外に当該選挙区長に認定された呼称を言う。

この内規は令和5年1月1日より施行する。